

# 臨床心理学特講 8

## 「眠りを疎かにしている日本社会」

眠りに関する基礎知識を得たうえで、「ヒトは寝て食べて始めて活動できる動物である」との当然の事実を確認し、現代日本が抱えている問題のかなりの部分に、我々が動物であることの謙虚さを失い、眠りを疎かにしたことの報いが及んでいることを認識していただければと思います。そして願わくばこの講義が皆さんのが今後の生き方を考える際の一助になれば幸いです。

1	4月27日	オリエンテーション
2	5月11日	眠りの現状
3	5月18日	眠りを眺める
4	5月25日	眠るのは脳
5	6月 1日	寝不足では…
6	6月 8日	眠りさえすればいつ寝てもいい？
7	6月15日	眠りと物質
8	6月22日	様々な眠り
9	6月29日	Pros/Cons
10	7月 6日	Pros/Cons
11	7月13日	睡眠関連病態
12	7月20日	眠りの社会学 －SHT
13	7月27日	まとめと試験

# 自己紹介

- 小児科医
- 睡眠研究
- 睡眠外来
- 健康教育
- 病院管理
- <http://www.j-kohyama.jp/>

あなたにとって眠りとは？

# 講義が目指すのはあなたが考えること

- ・ヒトは寝て食べて出してはじめて活動できる動物。
- ・動物の基本があまりに疎かにされているのでは？
- ・身体は最も身近な自然。
- ・身体の声に耳を傾ける習慣を。
- ・あなたの身体の best performance の条件は、あなただけにしかわかりません。
- ・自分で考え、感じ、best performance を目指せ。
- ・邪魔しないで、発言して、議論して欲しい。
- ・ねむりを手掛かりに「考える」癖をつけて欲しい。

# Pro Con

- ・ 情報収集を！
- ・ そして賛成・反対の立場を明確に
- ・ 賛成反対の立場からグループごとに発言。
  
- ・ 2009年のテーマは・・・。



「家庭の事情」日本板硝子、社長辞任

8月27日11時43分配信 [フジサンケイビジネスアイ](#)

10月1日付で日本板硝子の社長に就任する藤本勝司会長(左)と、社長を退任し、シニアアドバイザーに就くスチュアート・チェンバース社長(写真:フジサンケイビジネスアイ)

Mr Chambers said in a press conference: "I have decided to put family first and company second." He acknowledged that the decision might go against social norms in Japan where it is common for workers to put their company above all else. "(I was not able to do so.) In that process I have learned I am not Japanese," he said.

# Pro Con

- 2010年のテーマは「子ども手当」

# 子ども手当 の必要性



# 一まとめ一

- ・世帯収入によって教育格差が生まれていることは、政府調査によっても明らかである
- ・「子ども手当」によって昨今の教育問題に取り組んだことは大いに評価できる
- ・「教育を受ける権利、教育を受けさせる義務」が記されているように、教育の格差は本来生まれてはならないもの
- ・より平等な教育が期待できる



# まとめ

子どものない人も、日本が少子高齢化になれば困るはず



- 次世代を残さない人々には、相応の経済負担を負うべきではないのか？
- 将来の担い手である子どもを育てるにはすべての人の投資が必要なのだ！！



## 反対意見

- 定額給付金と同様のばらまきではないか
- 使い道が個人に委ねられてしまう現金支給では効果がみられないのではないか

# 反対意見

- ① 扶養控除や配偶者控除が廃止され  
所得税が高くなる。
- ② 地方自治体と国の信頼関係が  
崩れる(地方への負担)。
- ③ 手当での永続性が見込めないにも  
かかわらず、手当に期待する人がいる。
- ④ 現金支給によって直接的に子ども  
のために使われるとは限らない。
- ⑤ 現状、待機児童が多いなかで  
出生率が上がっても受け入れ先がない。

# 参考資料

措置・扶養控除対象者

内税者と生計を共にしている  
間の合計所得金額が

**38万円以下**

配偶者である(配偶者控除)

配偶者以外の親族である(扶養控除)

図1

図2

扶養控除対象者
内税者と生計を共にしている
間の合計所得金額が
103万

所得

380,000円以下なら  
扶養対象

扶養控除対象者
内税者と生計を共にしている
間の合計所得金額が
所得 × 0% = 所得税 - 税金

図1

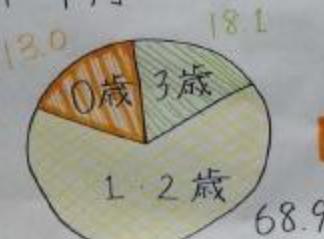
図2

「も手当」の財源は、

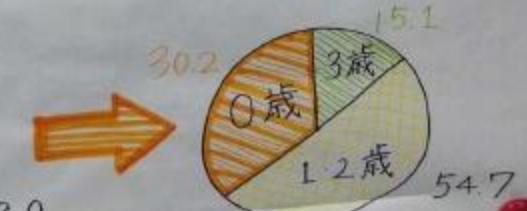
童手当 ⇒ 国・地方・事業主の3者  
「も手当」の地方負担に関する要請

マニフェストで国民と契約した「子ども手当の全国負担」を破棄し、  
地方固有の自主財源である住民税などを、国の施策のために、  
地方の意見も聞かずに勝手に呂しあげようということは、  
憲法92条の「地方自治の本旨」を侵すものであり、  
国と地方の信頼関係を著しく損なうものである。

1年 4月



21年 10月



では2011年のテーマは？

原発は必要か否か？

# 大震災を経験して